

### 第1回 釧路市・阿寒町・音別町 合併協議会が開催されました

平成17年2月5日(土)、第1回合併協議会が開催されました。

協議会では、これまでの経過報告のあと、3市町での「新市建設計画・財政計画(案)」、「合併協定書修正案」などが合併事務局から提案され、協議の結果承認されました。

ここでは、合併協定の基本的な項目についてお知らせします。

#### 合併基本4項目

- ・合併の方式(新設合併(対等合併))
- ・新市の名称(釧路市)
- ・合併の期日(平成17年10月11日(火))
- ・新市の市役所(現在の釧路市役所)

#### 議員の取り扱い

・任期(合併特例法の在任特例を適用し、平成19年4月30日まで(合併後、約1年半の期間)、合併時の市町議員55人全員が新市の議員として在任します。

・定数(在任特例期間終了後(平成19年5月)の議員数は、34人となります。最初の選挙に限り、旧市町ごとに選挙区を設けます。選挙区ごとの定数については、合併時まで調整されます。

・報酬(在任特例期間中の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円となります。在任特例期間終了後の議員報酬は一本化されます。

#### 総合行政センター

・阿寒町、音別町の役場が、総合行政センターとなり、今までどおり、住民サービスや地域振興を担います。

#### 地域協議会

・新市における一体感の醸成を目的に、合併に対する住民不安の解消、住民意思の反映、市民協働の体制づくりを担う組織として、旧市町ごとに、「(仮称)地域協議会」を設置します。

### 住民説明会の報告

2月9日(水)から12日(土)の間、市内4会場において住民説明会を開催し、新たな合併の枠組みについての市の基本的な考え方や、新市の姿などについて説明させていただきました。

多数のご参加をいただき、皆さまの意見や疑問をお聞きすることができました。誠にありがとうございました。ここでは、説明会での主な質疑、意見についてご紹介します。

**問** 音別町が飛び地になって住民サービスが低下するのではないかとという声があるが、どの様に考えているのか。また、飛び地で、一体となった行政が進められるのか。

**答** 合併を選択しなければ、さまざまな経費の削減や住民サービスの見直しが必要となります。

飛び地になったとしても合併することで、住民サービスの低下を防ぐことができます。

例えば、光ファイバーで総合行政センターや小学校をつなぎ、常に行政情報を共有することで、一体となった行政サービスを提供するとともに、緊急時の迅速な情報伝達が可能になります。

**問** 枠組みが変わり、飛び地でも合併すると決めているわけだが、自立できるかどうかも含めてもつと時間をかけて協議した方がよいと思う。

**答** 国の構造改革による交付税と補助金の削減や権限移譲、また少子高齢化等による税収減と社会保障費の増加など将来を見通した場合、合併によるそれぞれの自治体の基礎体力や能力の向上が必要だと考えます。

また、合併特例償や一定期間の交付税制度の保証などの財政支援措置を有効に利用することは、合併後の地域の発展や住民・福祉サービスの維持向上を考えると、大きなメリットであることから、ぜひ3月末の期限に間に合わせたいと考えています。

また、これらの考えや枠組みは、釧路市が無理に進めているのではなく、数年間の協議の中で、お互いの意志を尊重した上で合意してきたものであり、釧路地域の将来のためにぜひとも必要なことだと考えています。

#### 主な意見

飛び地や距離がどうだということではなく、そこに住んでいる人たちが



白糠町が抜けて飛び地となるが、ぜひ合併してほしい。そして魅力のあるまちにするために、優秀な観光資源のPRや、市民一人ひとりが自分たちのまちづくりを行っていくんだという意識を高めていくようなことを新市の施策に盛り込んで進めてほしい。

合併は借金など国の都合や地方の事情もあるからやむを得ないところがあるのだろうが、一般市民からすると合併したら釧路市は、こんなまちになるんだぞというような夢も必要になると思う。

3市町での合併による財政支援措置(11年間合計)

合併特例償(限度額)	建設事業分	226.7億円	財政支援措置 合計額 278億円
	基金造成分	28.6億円	
普通交付税による支援	13.8億円		
特別交付税による支援	4.4億円		
合併市町村補助金		4.5億円	